

◇番号：202108

| | | | |
|----------------|--------------|--------------|-----------|
| ◇研究機関名 | 滋賀県立大学 | ◇不正の種別 | カラ雇用 |
| ◇不正が行われた年度 | 平成25年度～令和2年度 | ◇最終報告書提出日 | 令和4年3月28日 |
| ◇不正に支出された研究費の額 | 2,861,547円 | ◇不正に関与した研究者数 | 1名 |

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和3年4月15日、公立大学法人滋賀県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第12条第1項に基づき、学生から顕名で、①アルバイト代がきちんと支払われなかった事実、②実際とは異なる書類を作成した事実、③振り込まれたアルバイト代の一部を返金するよう指示された事実、が不正行為にあたるとして申立てがあった。

【調査に至った経緯等】

規程第12条第5項に基づき、申立て内容を精査し、受理した。規程第11条に規定する相談室が、被申立者が提出した令和2年度分のアルバイト代にかかる関係書類等の精査を開始した。この精査結果が規程第14条に基づく予備調査にあたるものと判断し、規程第15条第1項に基づき、本調査実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

規程に基づき、調査委員会（学内委員3名、学外委員（弁護士、公認会計士、大学役員）3名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和3年6月7日～令和4年3月28日

・調査対象

対象者：当該教員、被雇用者（学生等）

対象経費：①科学研究費助成事業・基盤研究（B） 平成28年度～令和2年度
②環境研究総合推進費 平成30年度～令和2年度
③一般研究費（滋賀県立大学） 平成25年度～令和2年度
④科学研究費助成事業・基盤研究（B） 平成26年度～平成27年度
⑤科学研究費助成事業・基盤研究（C） 平成26年度～平成28年度

・調査方法

当該教員の研究費

a 書面調査

出勤表（雇用の実績を表した書類）の確認（毎月の勤務内容および各月の勤務日の不自然さ等の有無の確認）

購入物品等と研究内容との整合性の確認

b 当該教員へのヒアリング

c 経理不正を申立てした学生およびその他の被雇用者（学生等）へのヒアリング

d 被雇用者（学生等）に対する確認調査（照会回答による文書調査等）

◇調査結果

【不正の種別】

カラ雇用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該教員は動機について、

○雇用した学生に対しては、正当な対価（アルバイト代）を支払うべきと考えていたが、自身の計画性のなさから、計画的な雇用手続きができなかったこと

○大学院生などの研究に必要な消耗品等の購入について、学内の所定の手続きを経れば公費での購入が可能な場合もあったが、細々とした経費支出の手続きが面倒になったこと

と申述している。

これらの発言から、当該教員は倫理観が乏しく業務管理なども不十分であったと考えられる。

・手法

勤務表に記載されている従事実績は、勤務の実態があったとしても、勤務日や勤務時間等は、ほぼ事実と異なる架空の従事記録となっている。この出勤表に記載する勤務時間や業務内容については、当該教員が任意に設定し、被雇用者に記載させている。これらの架空の従事記録をもとに支出された賃金については、下記に区分される不正行為の形態を取っているものと判断される。

①カウ雇用

学生等の研究費用に充てさせる目的で、全く従事実態のない業務を行ったことにする書類を学生に作成させた。

研究に必要なとなった備船費や消耗品、新型コロナウイルス感染症対策として受検したPCR検査代など学生個人が支払った金額を、後に支弁しようとしたもの。

②水増し雇用

学生等に研究補助の業務を依頼し、実際に従事させた実態はあるが、学生等には実績日数等を水増しして書類を作成させ、大学には過大にアルバイト代を支払わせた。

また勤務実績の管理を行わず、学生が業務内容に見合うと考えた任意の金額および研究に要した交通費や物品費を除いて、差額を還流させようとしたこともある。

③実際の従事日時・内容と出勤表の従事日時・内容とが一致しない雇用

学生等に研究補助の業務を依頼し、従事実態に応じた支払手続きを行ったが、実際の勤務日、勤務時間および勤務内容とは異なる勤務日、勤務時間および勤務内容を出勤表に記載させた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

| 資金の種類別 | 不正使用額 | 不正が行われた年度 | 不正に関与した研究者数 |
|-----------|------------|--------------------------|-------------|
| 科学研究費助成事業 | 746,360円 | 平成28年度～令和2年度 | 1人 |
| 環境研究総合推進費 | 1,114,075円 | 平成30年度～令和2年度 | 1人 |
| 一般研究費 | 450,362円 | 平成25,27,28,30年度 令和2年度 | 1人 |
| 科学研究費助成事業 | 350,900円 | 平成26年度～平成27年度 | 1人 |
| 科学研究費助成事業 | 199,850円 | 平成27年度 | 1人 |
| 計 | 2,861,547円 | | 1人（実人数※） |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

賃金は学生に直接支払われており、還流させようとしたことはあったが実際の還流は認められず、また、不正雇用によって支出された賃金の額は、すべて各資金の主な使途と整合しており、私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

一部、学生等の実際の業務従事実態の記録が残されているものを除き、賃金支出の根拠となった書類（勤務表に記載された勤務日等）が虚偽であったこと、また業務内容に虚偽の記載をさせることにより、同時期に行っていた他の研究課題の経費から支出していたものもあったことから、不正と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・当該教員は、3年ごとに実施する研究倫理教育の実施年度であった令和2年度の研修について、再三の注意喚起を行ったにもかかわらず受講しておらず、また学内の事務手続きにおいても遅延が常態化しており、公的研究費の使用に限らず、大学教員としての規範意識が欠如していたこと
- ・本来、学生等の被雇用者の出勤簿については事務部門が管理することで、牽制効果を発揮することが期待される。実際、教員より提出される雇用計画書に基づいて事務部門が個人ごとの出勤簿を作成し、学部別に一元管理していたが、担当者への周知・指導が徹底されておらず、一部のところで学生等が出勤簿への事後押印やまとめた押印を行っており、またその理由等については担当者が確認できていなかったこと
- ・勤務実績を表す「出勤表」に記載が必要な「業務内容」については、学生は教員から指示された具体的な業務内容を記載しており、事務局は書類上で「雇用計画書」に記載されている業務内容との形式的なチェックしかできなかったこと。また「従事日」や「従事時間」については学生本人が記載し、教員が確認することとなっており、事務部門は出勤簿の押印日との整合チェックしかできず、偽造が容易であったこと
- ・不正行為に協力させられた学生は、一部、不適切との疑念を有していた者がいたが、研究費に関する倫理教育が不十分のためか、学生に不正行為であるとの確たる認識もなく、またそれを見抜く力もなかった。
特に抵抗なく協力要請を受け入れていたこと、また、今回の場合のように、不正行為との認識を持つに至った場合でも、通報できる仕組みや当該窓口の存在の周知が十分でなかったこと

【再発防止策】

①研究倫理やコンプライアンスに関する研修の実施

今回の事案を全教職員に周知するとともに、教員への研修体系については、これまでの3年ごとの研究倫理教育に加え、その間の年度は研究費コンプライアンスや分野別研究倫理などのテーマを設定し、毎年度の受講を必須とする。

②学生に対する教育および周知の実施

新たに「研究倫理ハンドブック」を全学生に配布し、研究費の教育も含め研究のレベルに応じた倫理教育プログラムを体系的に実施する。

③事務局体制および職員研修の見直し

研究費不正防止に向けた事務局の役割と、そのために必要となる事務手続等、さらには、雇用手続の意味など労働関係法規等についても研修を行い、雇用事務手続の際の教員への指導等が適切に行えるよう対応を図る。

④雇用に関する事務手続の改善

次の視点を十分に踏まえて、制度の見直しを進めていく。

- ・ 事務部門による雇用計画内容の詳細な把握
- ・ 雇用決定通知を学生に交付する際の注意喚起の徹底（事務局から交付）
- ・ 事務部門による出勤簿の厳格な管理（学生の出退勤時間や勤務内容の確認など）
- ・ 研究内容を知り得る上席教員による勤務内容等のチェック
- ・ 研究費執行マニュアルに基づく、財務課による出勤表内容の教員、学生双方へのヒアリング実施（支払い処理の前に抽出して実施） など

⑤雇用に関する財務執行管理および監査の強化

監査室による内部監査は、すべての外部資金を調査の母集団とするとともに、次のように不正が生じるリスクの高いと思われるものを抽出し、その内容に応じて実施頻度を増加させるなどする。

- ・ 年度末に支払いが集中しているもの
- ・ 学生を雇用しているもの
- ・ 複数年の研究課題で、これまで監査対象となっていないもの
- ・ 同時に複数の外部資金を受けている教員にかかるもの

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分
公立大学法人滋賀県立大学が定める就業規則および公立大学法人滋賀県立大学の懲戒に関する規程等関係規程に基づき、今後厳正に対処していく。
- ・交付済みの補助金等の取扱い
科学研究費補助金については平成 26 年度分から令和元年度分まで、環境研究総合推進費については平成 30 年度分から令和元年度分まで、当該教員の不正雇用に関する支出分を返還させ、配分機関に返納する。
- ・本件の公表状況
研究費の不正使用について令和 4 年 6 月 16 日に記者会見を行うとともに、滋賀県立大学ホームページに公表（氏名公表なし）